

「ラップ信託約款（遺言代用信託約款）」の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、野村証券株式会社の登記住所変更および遺留分に関する民法改正等を踏まえ、2021年4月26日付で、「ラップ信託約款（遺言代用信託約款）」（野村証券版および提携銀行版）を以下の通り改定いたします。

なお、「ラップ信託」のサービス内容に係る変更はありません。

ラップ信託約款 新旧対照表

2021年4月26日改定

（下線部変更。なお、内容の変更を伴わない軽微な表記修正は記載省略）

新	旧
ラップ信託約款（遺言代用信託約款）（抜粋）	
<p>第12条（自己または利害関係人との取引）</p> <p>1. （省略）</p> <p>①（省略）</p> <p>②受託者の利害関係人（野村証券（東京都中央区日本橋一丁目13番1号。なお、同社及び受託者は野村ホールディングス株式会社の子会社であるため、同社は兼営法第2条において準用する信託業法第29条第2項第1号に定める受託者の利害関係人に該当します。）を含むものとします。）</p> <p>③～④（省略）</p> <p>2. ～3.（省略）</p> <p>第37条（法定代理人に関する取扱い）</p> <p>第25条に基づき委託者が有する本信託契約の全部または一部の解約権については、<u>委託者の法定代理人（親権者または未成年後見人を除きます。以下、本条において同じ。）が当該権利を行使することはできないものとします。ただし、指定指図人の同意がある場合、受託者が委託者の生存・健康等の観点から差し迫った必要がある場合と認めた場合、その他受託者が特段の事情を認めた場合には、委託者の法定代理人は、第25条に基づき本信託契約の全部または一部の解約を申し出ることができるものとします。</u></p> <p>末尾2 損失の危険に関する事項</p> <p>1.（削除）</p>	<p>第12条（自己または利害関係人との取引）</p> <p>1. （省略）</p> <p>①（省略）</p> <p>②受託者の利害関係人（野村証券（2020年9月30日まで東京都中央区日本橋一丁目9番1号、2020年10月1日から東京都中央区日本橋一丁目13番1号。なお、同社及び受託者は野村ホールディングス株式会社の子会社であるため、同社は兼営法第2条において準用する信託業法第29条第2項第1号に定める受託者の利害関係人に該当します。）を含むものとします。）</p> <p>③～④（省略）</p> <p>2. ～3.（省略）</p> <p>第37条（法定代理人に関する取扱い）</p> <p>第25条に基づき委託者が有する本信託契約の全部または一部の解約権は、<u>委託者固有の権利であり、委託者の法定代理人が当該権利を行使することはできないものとします。ただし、指定指図人の同意がある場合、受託者が委託者の生存・健康等の観点から差し迫った必要がある場合と認めた場合、その他受託者が特段の事情を認めた場合には、委託者の法定代理人は、第25条に基づき本信託契約の全部または一部の解約を申し出ることができるものとします。</u></p> <p>末尾2 損失の危険に関する事項</p> <p>1. 受託者に関するリスク 本信託の存続中、受託者につき破産手続・会社更生手続等の法的手続が開始され、裁判所または破産管</p>

新	旧
<p>(以下、項目番号について、旧「2」を新「1」とし、旧「4」までを順次各1つずつ繰り上げ)</p>	<p>財人等によって信託財産に属する財産が破産財団・更生会社等の財産に属すると判断される可能性があります。この場合、本信託の元本償還または収益配当に直接影響し、元本欠損を生ずることがあります。</p> <p>2. ～4. (省略)</p>